

○柏崎市請負工事成績評定実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、柏崎市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の適性かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 工事成績の評定（以下「評定」という。）の対象とする工事は、一件の当初請負契約金額（以下「契約金額」という。）が130万円を超える工事について行うものとする。ただし、修繕工事、除却工事等については、この要領による評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、監督員、担当係長または担当課長代理（以下「担当係長等」という。）及び検査員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、一つの工事の評定者となる監督員または検査員が2人以上ある場合においては、それらのものが協議のうえ評定を行うものとする。

2 評定は、検査の結果、手直し等があった場合でも手直し前の状態を評定するものとする。

3 工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。

4 細目別評点採点表の算出は別記様式第2によるものとする。

5 評定にあたっては、監督員は別紙-1「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（監督員）」、担当係長等は別紙-2「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（担当係長等）」、検査員は別紙-3「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（検査員）」により行うものとする。また、別紙-4「記入方法及び留意事項」（土木工事）及び別紙-5「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。なお、検査員は監督員が行った評定について意見を求めることができる。

6 前項の規定にかかわらず一件の契約金額が130万円を超え500万円未満の工事評定は、審査項目別運用表(小規模工事)の別紙-1（監督員）、別紙-2（担当係長等）及び別紙-3（検査員）により行うことができる。

7 工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を別紙-6により提出できるものとし、提出があった場合は工事の評定にあたって適切に反映させるものとする。

(評価結果の報告)

第5条 評価結果の報告は、工事の完成のときに行うものとし、評価者は評価を行ったときは、遅滞なく「工事成績採点表（別記様式第1）」を契約検査課長に提出するものとする。

(評価結果の通知)

第6条 市長は、「柏崎市工事成績評価通知実施要領」の定めるところにより、当該工事の受注者に通知するものとする。

(評価の修正)

第7条 市長は、前条の通知を行なった後、当該評価を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正を行なったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成12年4月1日から適用する。

この要項は、平成15年4月1日から適用する。

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

この要領は、平成28年4月1日から適用する。